

令和7年度 第2回

東大阪市自立支援協議会全体会

資料集

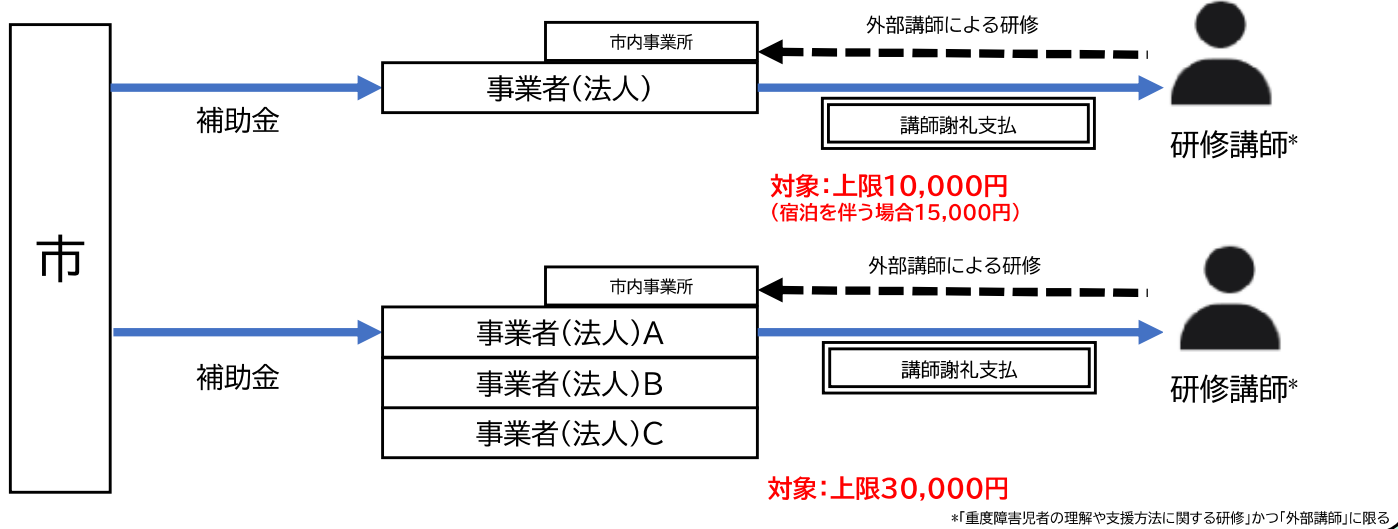
重度障害者受入体制整備補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 1
障害者差別に関する実態調査	・ ・ ・ ・ ・ P 2
障害（児）者福祉計画	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
運営委員会	・ ・ ・ ・ ・ P 1 8
委託相談連絡会	・ ・ ・ ・ ・ P 1 9
ケア連絡会	・ ・ ・ ・ ・ P 2 1
当事者中心の会	・ ・ ・ ・ ・ P 2 2
専門会議⑥児童の計画相談	・ ・ ・ ・ ・ P 2 3
専門会議⑦就労選択支援	・ ・ ・ ・ ・ P 2 4
地域生活支援会議	・ ・ ・ ・ ・ P 2 5
事業所魅力発見会議	・ ・ ・ ・ ・ P 2 6～2 9

令和8年1月23日（金）

<助成対象事業のイメージ>

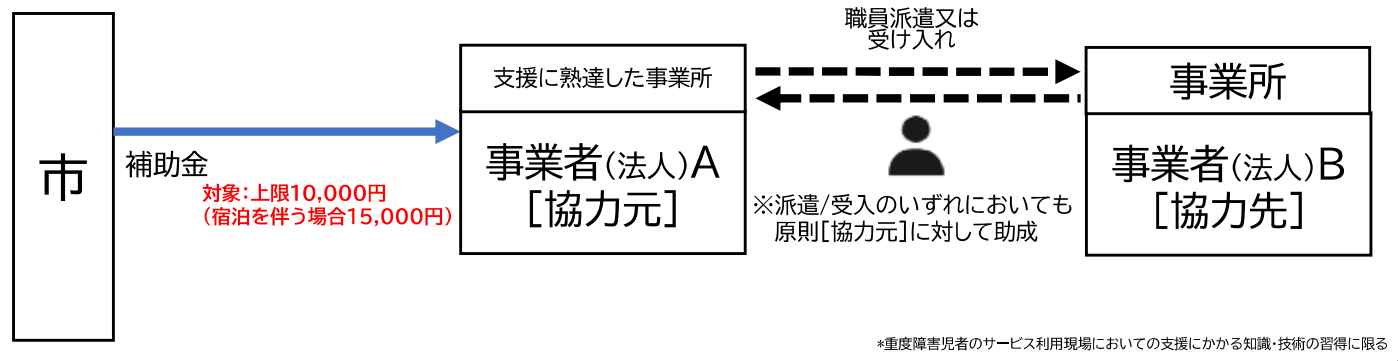
(1) 研修開催

補助基準額：(講師謝礼額)上限10,000円/回
 ※宿泊を伴う場合15,000円/回(1泊2日) ※複数法人が共同実施する場合30,000円/回
 補助対象者：事業者(法人) ※1事業者につき上限5回/年度



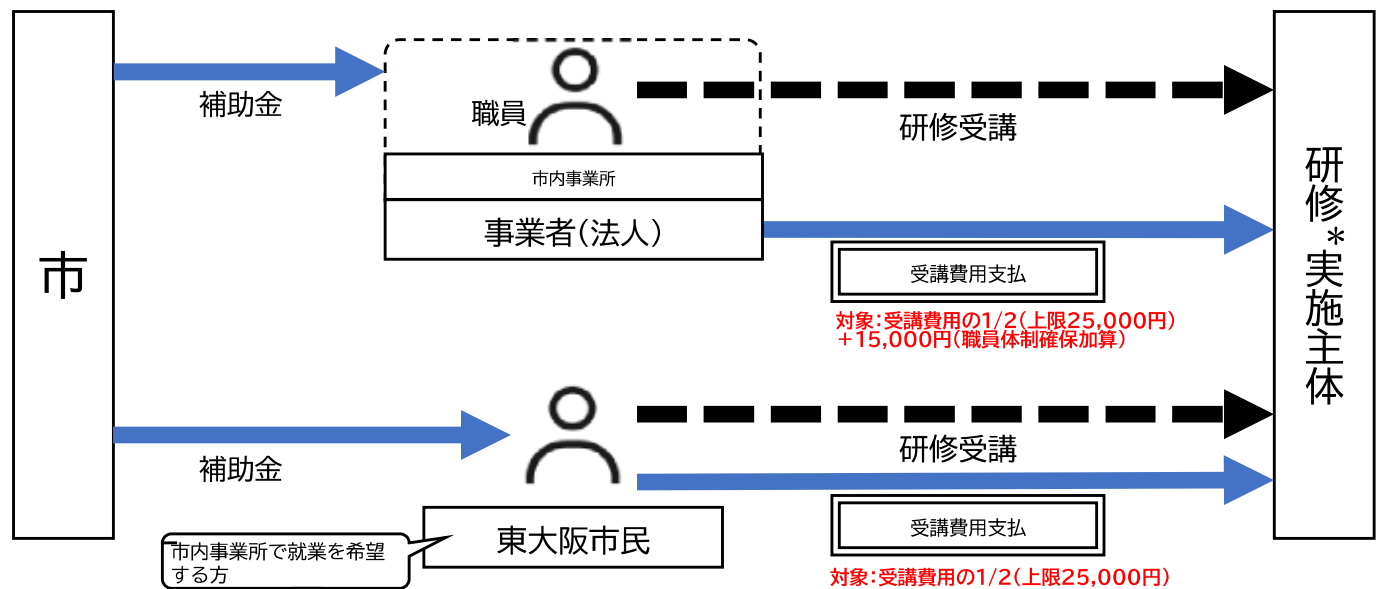
(2) 職員派遣又は受け入れ

補助基準額：10,000円/回 ※宿泊を伴う場合15,000円/回(1泊2日)
 補助対象者：事業者(法人) ※1事業者につき上限5回/年度



(3) 研修受講

補助基準額：研修受講費用の1/2(上限25,000円/1名) + [事業者の場合]体制確保加算(15,000円/1名)
 補助対象者：事業者または東大阪市民 ※1事業者につき上限10名/年度



令和7年度 東大阪市 LINE アンケート

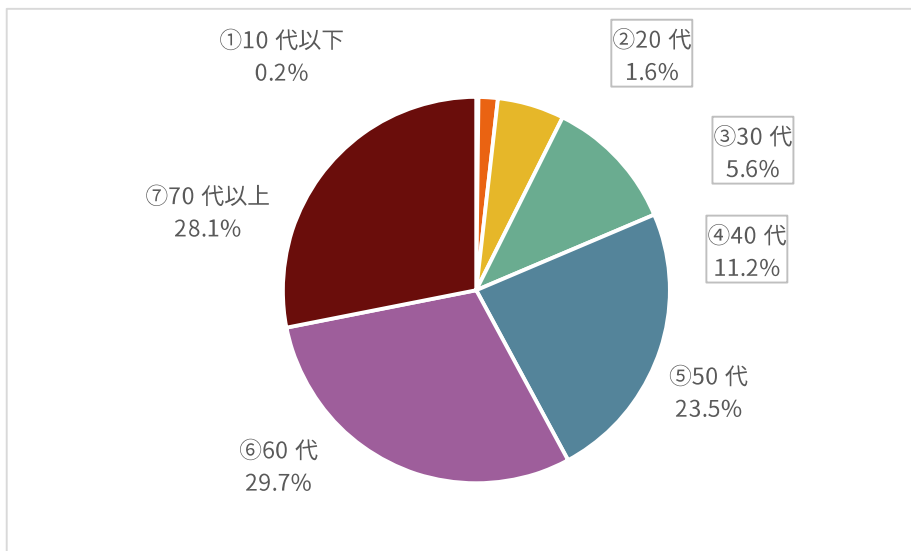
令和7年12月3日～12月10日に東大阪市 LINE 公式アカウントを活用して「障害理解に関するアンケート」を実施しました。

目的

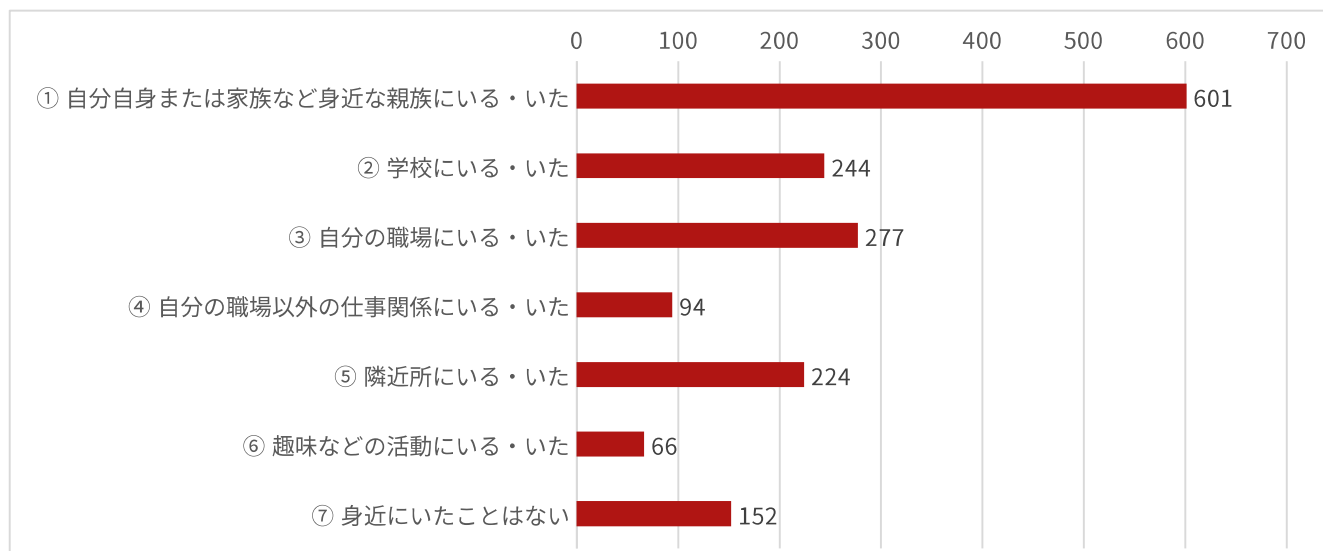
障害理解についての市民の皆さまの意識や意向などを把握し、今後の障害者差別解消施策の参考とするためのアンケート。

対象者	有効回答数
東大阪市 LINE 公式アカウントの友だちの内、東大阪市在住で登録されている方	1,113 人

問1. 年齢を教えてください。

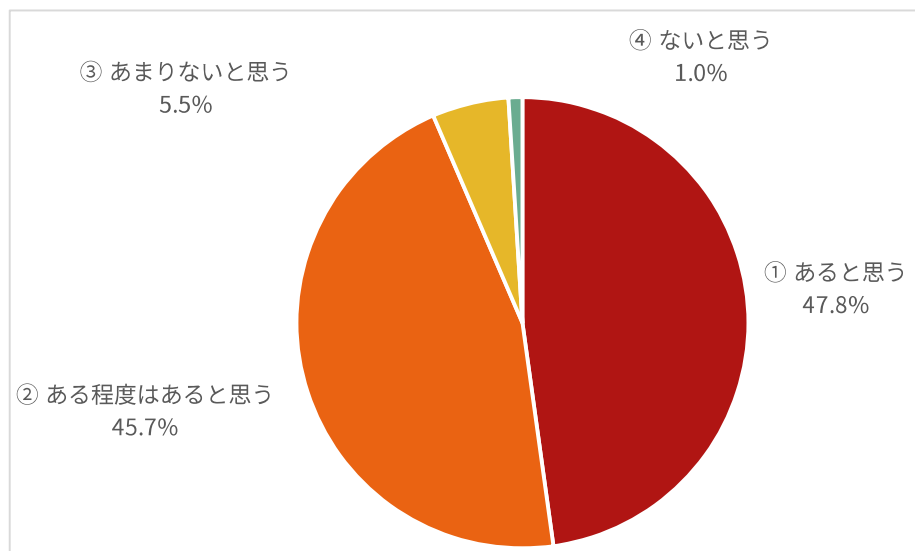


問2. 身近に障害のある人がいますか、または、これまでにいたことがありますか。（複数回答可）



回答数 1,113 件のうち、「①自分自身または家族など身近な親族にいる・いた」と回答された方が 601 件で、全体の 5 割強でした。

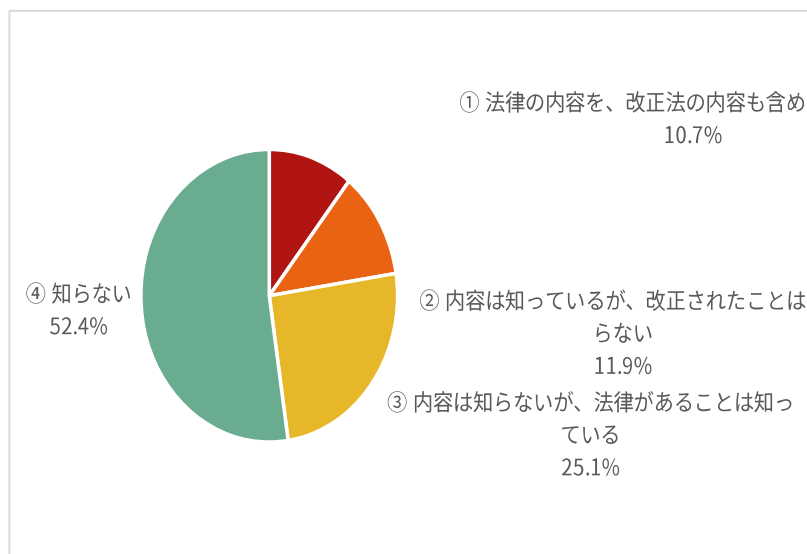
問3. 世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。



「①あると思う」、「②ある程度はあると思う」と回答された方が合わせて 93.5%で、回答の 9 割以上で差別や偏見があると思うという結果でした。

問 4. 「障害者差別解消法」*を知っていますか。

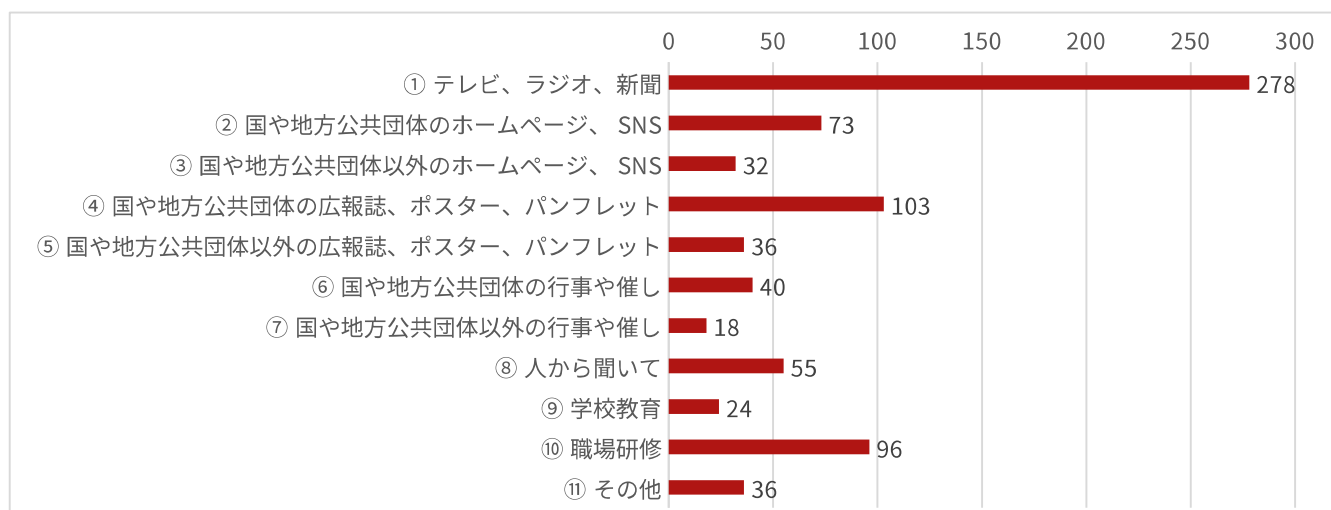
*障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりをめざすため、平成 28 年から「障害者差別解消法」が施行され、令和 6 年には改正法も施行されています。



「障害者差別解消法」を「④知らない」と答えた方が、回答の 5 割以上となり、半数以上の方が法律の存在を知らないという結果となりました。法律の内容を正確に把握している「①法律の内容を、改正法の内容も含めて知っている」と答えた方は 10.7%に留まりました。

問 5. 問 4 で①～③を選択した方におたずねします。「障害者差別解消法」を何によって知りましたか。（複数回答可）

(n=530)



全体として「①テレビ、ラジオ、新聞」の回答が多い結果となりました。それ以外として、高い年代ではポスター、パンフレットの回答が多い一方で、低い年代ではホームページや SNS の回

答が多い傾向となり、幅広い周知のためには多くの媒体での周知が必要であることが分かりました。また、低い年代では「⑨学校教育」や「⑩職場研修」と回答した方も多くなりました。

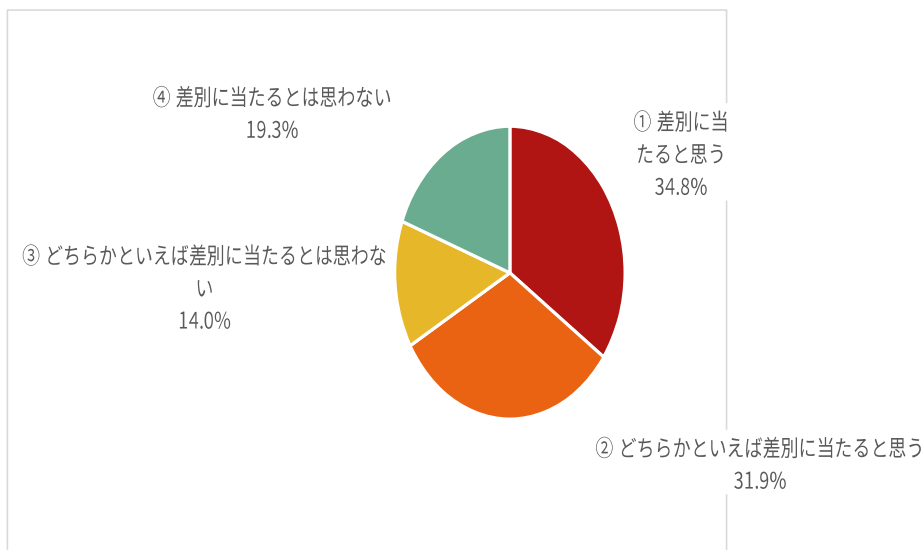
問6. 問5で「⑪その他」と回答した方におたずねします。具体的な内容を教えてください。

(自由記載)

- 子供が学生の時はいろんな情報が入ってきたが作業所所に行く様になると情報が入らなくなりわかりません。
- SENS セミナー
- 資格取得のため学習した
- なんとなく聞いたことがある
- 夫婦共に障害者なので色々な場面で知る
- 障がい者施設
- 作業所
- 職場が介護事業所
- 障害者採用に取り組むため、人事や管理者が学習しなければならなかった。
- 私が障害者になった時点で、法律書で学びました。
- 石川県で障害児の放課後学童保育を立ち上げて働いていたので
- 東大阪で差別解消法をテーマにした劇を観たことがある

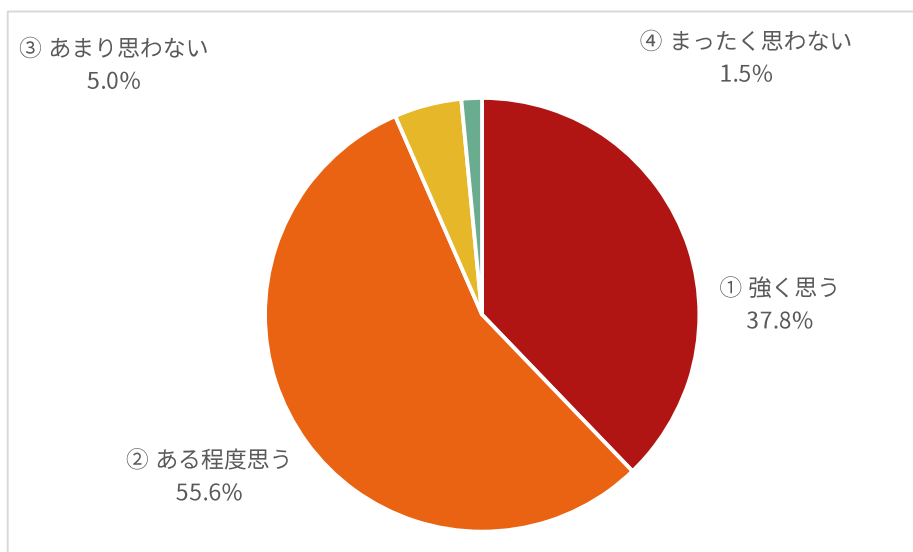
問7. 障害のある人となない人が同じように生活するためには、さまざまな配慮や工夫*が必要になります。もし、こうした配慮や工夫が行われなかったとしたら、それが「障害を理由とする差別」に当たると思いませんか。

*受付窓口で耳の不自由な方に筆談で対応したり、商店で高い棚にある商品を店員が代わりに取ってあげたりするなど。



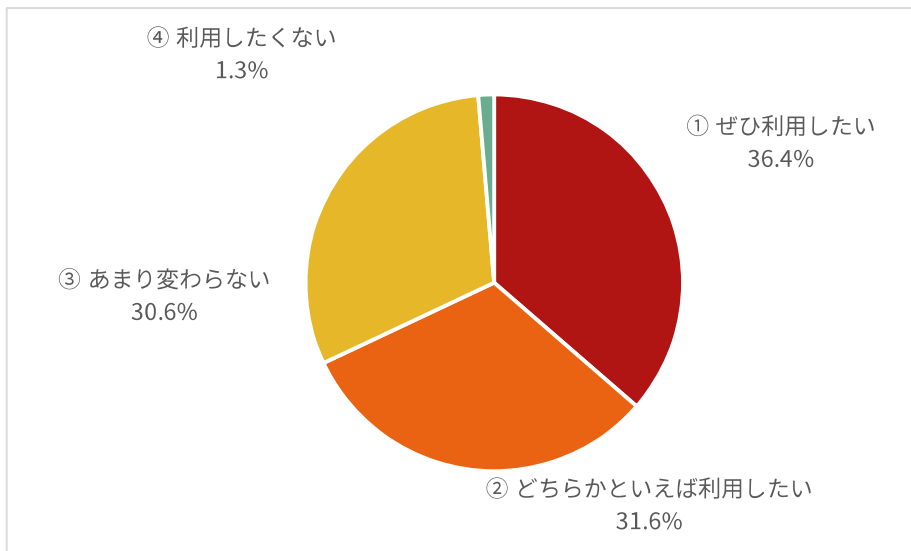
ここで挙げているさまざまな配慮や工夫は、障害者差別解消法ですべての事業者に法的義務とされている「合理的配慮の提供」を念頭に置いています。「③どちらかといえば差別に当たるとは思わない」、「④差別に当たるとは思わない」を合わせると、配慮や工夫が行われないことは差別に当たらないという回答が3割以上となりました。

問 8. 買い物や飲食などで利用するお店に「障害のある人への配慮や工夫」を求めたいと思いますか。



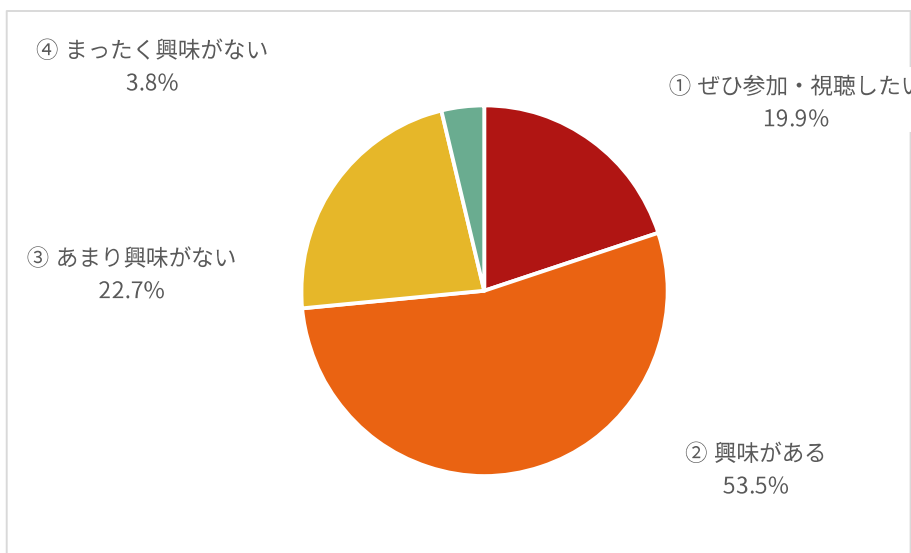
「①強く思う」、「②ある程度思う」を合わせると、回答の93.4%で利用するお店に配慮や工夫を求めたいという結果となりました。問2で「①自分自身または家族など身近な親族にいる・いた」と回答していない“障害当事者・家族以外”においても9割以上が「①強く思う」、「②ある程度思う」と回答しています。

問 9. 買い物や飲食などで利用するお店が「障害のある人に配慮しています」と分かるステッカーなどを掲示していたら、そのお店をより利用したいと思いますか。



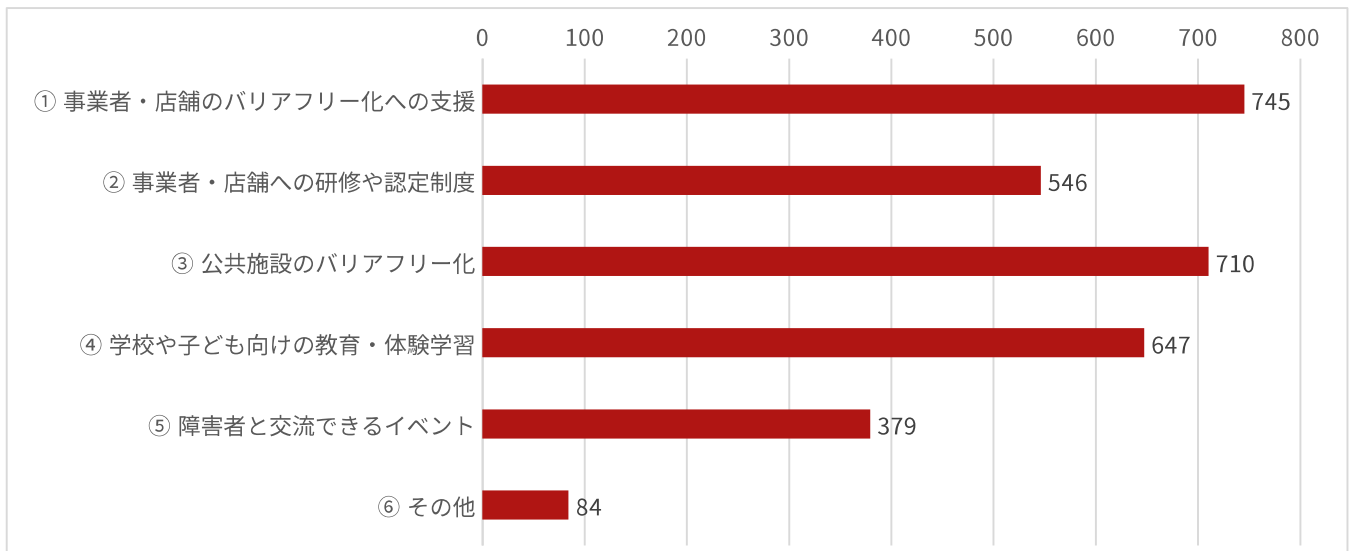
「①ぜひ利用したい」「②どちらかといえば利用したい」を合わせて68%の回答でステッカーなどを掲示しているお店をより利用したいとする結果となりました。同じ回答をした割合は、問2で「①自分自身または家族など身近な親族にいる・いた」と回答した障害当事者・家族では77.7%にのぼり、障害当事者・家族以外でも56.6%となっています。

問 10. 障害のある人への接し方や配慮の方法を無料で学べる機会（講座や動画など）があれば、参加・視聴してみたいと思いますか。



「①ぜひ参加・視聴したい」「②興味がある」と回答した人が7割以上という結果でした。比較的高い年代の方の回答で特に多くなっており、低い年代と比べて学べる機会を求めている傾向が見受けられます。

問 11. 東大阪市が障害のある人もない人も暮らしやすいまちをめざすために、どのような取り組みを進めるべきだと思いますか。（複数回答可）



最も回答が多かったのが「①事業者・店舗のバリアフリー化への支援」で、3人に2人がこの選択肢を選んでいました。次いで「③公共施設のバリアフリー化」、「④学校や子ども向けの教育・体験学習」「②事業者・店舗への研修や認定制度」と続いており、ハードとソフトの両面での取組みが求められていることが分かります。

問 12. 問 11 で「⑥その他」と回答した方におたずねします。具体的な内容を教えてください。（自由記載）

- ④の子ども向けの教育だけではなく、大人向けの啓発も行うべきだと思います。家庭で親が差別的発言をすることなどが子ども本人の差別意識を植え付けることにつながると思うからです。⑤のイベントも良い機会だとは思いますが、そもそも健常者と障害者が普段接する機会があまりにも少ないことが疑問です。
- ②と被りますが障害によって不便なポイントは違うと思うので、多くの人が利用する施設やお店などは特にその視点が持てる学びがあると良いのではないかと思います。
- 障害者対応のためのヘルパー養成
- スーパーのレジのサポートをしてほしいです、袋詰めなど
- 世帯収入に寄って受けれる福祉サービスの金額が違う。障害者本人の収入で判断して欲しい。仕事を続けたかったが配慮を求められないのが実状だ。
- 健常者に我慢しなさいの世の中なので障害者も健常者に寄り添う気持ちを持ってほしい
- 偏見や差別はないですし、色々な事で手助け出来たらいいなとは思いますが、一部の人達にはやってもらって当たり前と思う方達がいてるのも事実です！感謝をせずにありがとうもなく、やって下さいよ的な方達には助けたくはない。皆んながそうとは言いませんが、

そんな方に最近接してしまい、偏見と言うよりは何様？と思ったのは事実です。障害があろうがなかろうが人に助けられたりする事があります！その時にありがとうなど感謝出来るかです。

- 歩道が狭すぎる。段差もありすぎる。確実に車イスで一人では上がれない段差が当たり前にある。
- 道路のバリアフリー公共交通機関のバリアフリー
- 駅の利用が、不便に、なっています。駅員さんが、居ないだけでなく、居ても、対応してくれない。インターホンが、繋がらなくて困っています。
- 目で見て分からない障害への理解も進んでほしい
- 目に見える身体障害だけでなく、メンタルの障害がある人への対応もあれば更に良いと思う。もちろん様々な症状があるので難しいとは思いますが、当方は静かなタイプの当事者。その視点からだが、「多様なパターンがあり扱いづらいからテーマにすら挙げられない」や「臭いものには蓋を」のように感じてしまい、置き去りにされた障害と感じてしまう。
- 差別解消法には罰則がないので、理念に違反する事業者等には差別解消の動機となりにくい。より実効性を持たせるためには罰則も必要である。

※集計結果は、小数第2位を四捨五入しており、表記値と計算値との演算誤差が生じることがあるため、回答比率の合計が100%とならないことがあります。

※図中の（n＝）は有効回答数を示しています。

調査概要と回答数

調査期間：令和7年11月13日～28日

調査対象・方法：市内の障害福祉サービス事業者・障害児通所支援事業者のベ511アドレスにメール送付→フォームにて回答

事業者アンケート回答数：72件

障害者差別事例を経験した数：19件

回答者の属性

ヘルパー(ガイドヘルパー) 12件

居住系サービス 12件

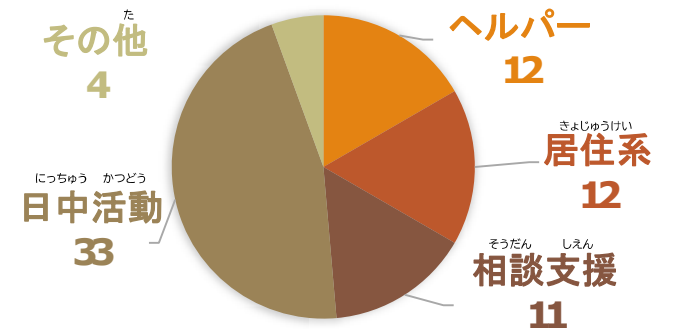
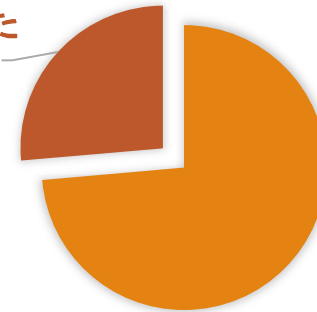
相談支援サービス 11件

日中活動サービス 33件

その他(当事者・家族・他) 4件

回答数：72件

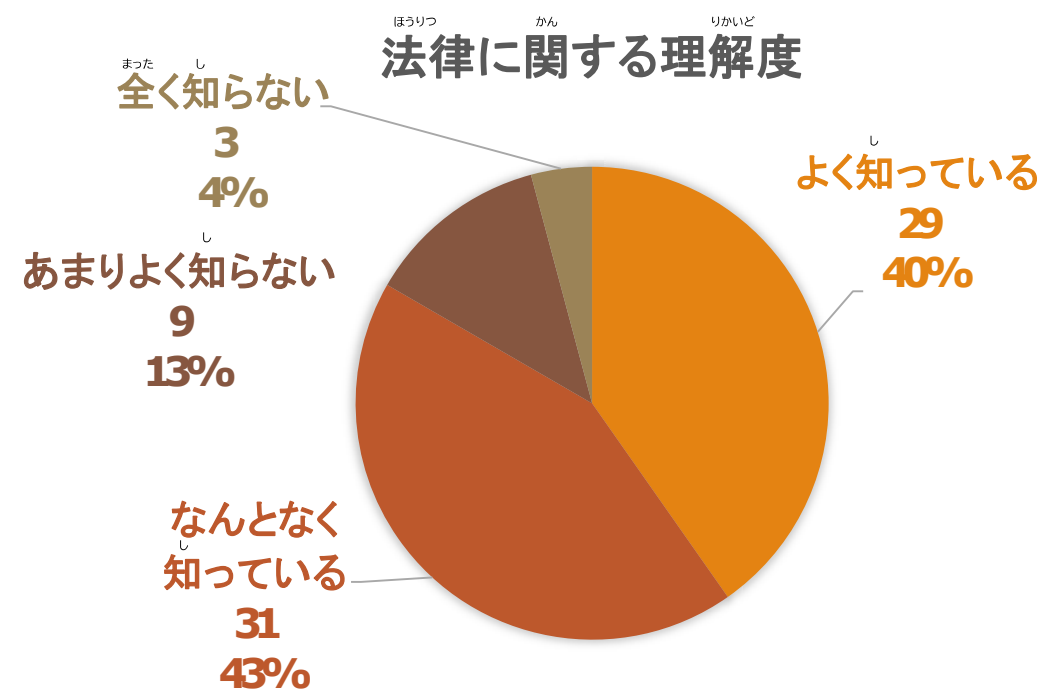
差別を経験した
19



障害者差別解消法について

法律に関する理解度

- よく知っている : 29件
- なんとなく知っている : 31件
- あまりよく知らない : 9件
- 全く知らない : 3件



差別事例の内容(自由記述)について

事例の回答数：26件

●想定する分類ごとに集計

- 不当な差別的取扱い：8件
- 合理的配慮の不提供：1件
- 環境の整備：3件
- 差別的言動：14件

●差別実施者ごとに集計

- 行政機関：3件
- 福祉事業所：5件
- 店舗等の民間事業者：8件
- 地域住民：7件
- その他：3件

ふとう ざべつ てき とりあつか 不当な差別的取扱い 合理的配慮の不提供

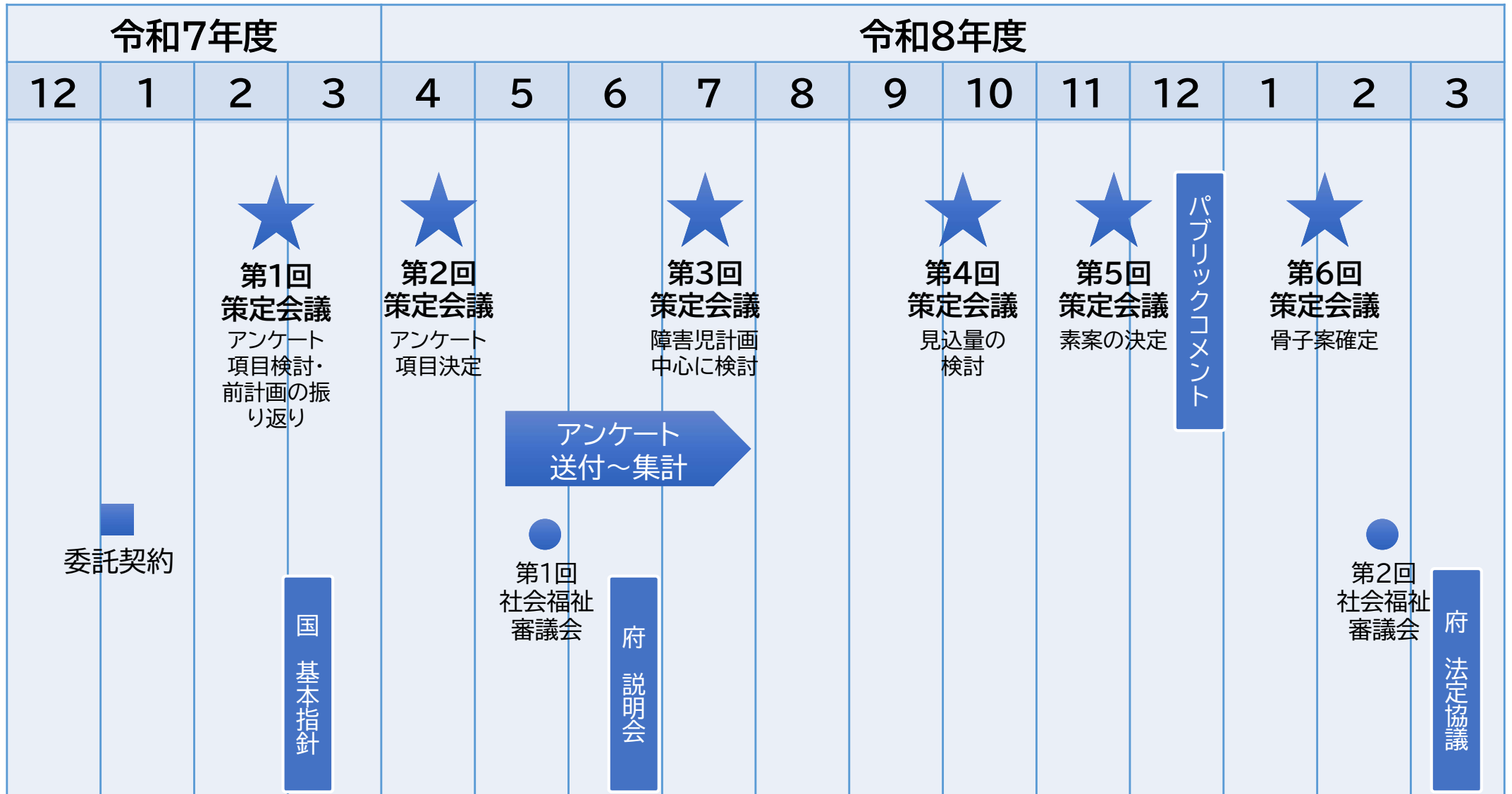
- 知的障害の方がショートステイを体験し、障害特性ゆえの居室の汚れを理由に2回目以降の利用を一方的に断られた。
- 2025年参議院選挙で成年後見人により投票権行使を阻まれた。
- 動物好きの重度知的障害者がペットショップで大声を出した際、店員から「出て行ってください」と言われた。
- スーパーで男性利用者のトイレ利用時に清掃者から叱責を受けた。
→ 店舗側に改善要望を伝え改善に至った。
- 不動産契約時に保証会社は審査通過したが、家主が理由非公開で断った。
- 銀行窓口で事前予約や付き添いを求められ、抗議したが理解されず。

かんきょう せいび
環境の整備

- いんしょく くるまいす てん くるまいす 飲食店で車椅子利用者がみせ店の都合でつごう車椅子を降りなければならぬ状況が多い。おお
- ぎつが はんばいき しょうへんこう JR切符販売機の仕様変更でガイドヘルパー等が不便に。とう ふべん
- じ ま ガイドサービス時に、近鉄の障害者割引切符を購入するのにしょうがいしゃ せつが わりびき ぎつが しょうにゅう時間が極めて長くて不便。なが ふべん

さばつてき げんどう 差別的言動

- 市の窓口で本人を軽蔑する言動や威圧的な態度があった。
- 企業社長から「障害者は一生迷惑をかける」という発言があり、取引をやめた。
- 放課後等デイサービス利用者に対し、外出イベント時に、他の保護者から差別的な発言やひそひそ話が合った。
- グループホームの近隣住民から障害者を蔑む言動や苦情が10年以上続いている。
- 授産品の販売会で、販売員として参加した利用者がうまく受け答え出来なかったことに対し、お客から怒鳴りつけられた。
- 利用者と散歩していた時に、すれ違いの通行人に必要以上に避けられた。



※上記は予定であり、場合により変更する可能性があります



東大阪市障害者計画等策定合同会議委員名簿 案

令和8年1月5日現在 (敬称略)

	所属団体等	氏名
東大阪市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	東大阪市手をつなぐ育成会会長	瓜生 みのり
	東大阪大学 子ども学部子ども学科教授	潮谷 光人
	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長	高橋 尚三
	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部社会福祉学科教授	松端 克文
	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長	和泉 直貴
	東大阪市身体障害者福祉協会副会長	濱田 康子
	東大阪労働団体連絡協議会委員	太田 優美
東大阪市自立支援協議会	相談支援事業者の代表 (一般社団法人 えいとす)	八尾 有里子
	当事者中心の会代表	地村 貴士
	指定障害福祉サービス事業者の代表(特定非営利活動法人びよびよ会)	坂本 諭司
	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団	田村 敦司
東大阪市障害者差別解消 支援地域協議会	地域ケアに関する学識経験者 (春の森法律事務所)	高橋 昌子
	阪本病院家族 S S T 交流会	橘 やよい
	東大阪市基幹相談支援センター	熊谷 友紀子
東大阪市こころの健康推 進連絡協議会	調整中	
公募委員	公募委員 (障害当事者又はその家族)	(瓜生 みのり)
	公募委員 (障害当事者又はその家族)	西川 香里
	公募委員 (障害当事者又はその家族)	妹尾 美紀
子ども施策関連の委員	一般社団法人アミュー	岩崎 勝代
	特定非営利活動法人びよびよ会	植元 あゆみ
	調整中	

※次期計画策定会議の委員は、障害児福祉計画策定充実のため子ども関連の委員を追加招集。

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 運営委員会 】

報告者（ 高島 世梨子 ）

参画機関・開催予定等

参画機関：東大阪市自立支援協議会運営規約別表2（第6条第2項関係）に掲げる機関等。

運営委員会：5/23、8/28、11/28、2/27 年間4回開催

事務局会議：4/24、7/3、8/7、10/2、11/6、1/8、2/5、3/5 年間8回開催

今年度の取組計画・目標等

- ・ケア連絡会をはじめ、各地域の連絡会等と連携し地域課題の抽出に努めた。
- ・地域課題の解決に適切な専門会議参加者を運営委員から選出し、議論を進めた。
- ・専門会議⑥「障害児にかかる相談支援の在り方について」
- ・専門会議⑦「障害者と高齢者のつなぎについて」 9月1日準備会を開催。
- ・専門会議⑧「就労選択支援について」 9月11日開催。
- ・地域生活支援会議について運営委員会で毎回取り組み内容を共有し、意見交換を行った。
- ・東大阪市障害児通所支援施設事業所連絡会が東大阪市障害児支援ネットワークとして再編され運営委員会で毎回取り組み内容が共有されたため、児童分野の実情がよりわかりやすくなった。
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを検討中の東大阪市こころの健康推進連絡協議会実務担当者会議との連動を意識し、取り組み内容を共有した。

課題について

参加人数が多く議論の場になりにくい協議会の本来の目的である「東大阪市に住む障害のある方も住みやすい街づくりのため関係機関が知恵を出し合う場」として必要な情報を発信し関係機関で共有し今後も地域課題の共有に取り組む。

有期限で地域課題を検討する専門会議を開催し、運営委員会に参加が必要と考えられる関係機関に適宜参画いただきその都度運営規約を見直すといった柔軟な体制で協議会の取り組みが形骸化しないシステムを構築しているが、その取り組みをインターネット等で広く発信できていないことが課題。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

部会等名称【 委託相談支援センター連絡会 】

報告者（ 八尾 有里子 ）

参画機関・開催予定等

参画機関： 委託相談支援センター

（よりそいの丘、ルーチェ、わくわく、ぱあとなあ、つむぎ、アーバンサポート新喜多、ひびき、
※マーレ：令和7年10月より受託のため年度途中から参加）

基幹相談支援センター

※施策推進課（委託相談業務に関する共有事項等がある場合に出席）

開催日：偶数月第3月曜日 午前10時より開催（年6回予定）

今年度の取組計画・目標等

【各地域の実情の把握】

- ・ 毎月の新規相談の動きと相談内容及び委託相談として対応した支援の内容を共有
- ・ 多様化する相談の実情把握（世帯単位の困難ケースの共有など）
- ・ 委託相談に寄せられる相談の傾向及び分析

【委託相談に配属される相談員のスキル向上】

- ・ 基幹相談が主となり、毎月開催される GSV（グループスーパービジョン）への主体的な参加
- ・ 事例提出、記録、意見交換など参加者全員持ち回りで担当
- ・ 様々なケースに触れることで新たな気づきや社会資源の把握などスキルアップに貢献

【委託相談に求められる役割の明確化】

- ・ 個別ケースの支援から見えてくる地域課題の抽出→ケア連絡会との協働
- ・ 相談員が孤立しないよう地域を支える体制づくり（地域別会議のブラッシュアップなど）

課題について

【上半期委託相談実績の分析から見えてきた主な課題】

- ・ 高齢化および多問題化する世帯への早期介入の必要性
- ・ 多機関連携のさらなる強化
- ・ 潜在的ニーズの把握および支援につなげる体制づくり

【課題解決を困難にしている要因】

- ・ 継続相談が減少せず、終結に至らないケースが多い要因の一つとして、セルフプラン率が 50%以上を占めている現状がある。
- ・ 相談支援の三層構造を機能させるためには、セルフプラン率の低減など、市としての目標設定が必要。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市におけるセルフプラン率の高さを改善するため、市としてどのような取組や仕組みづくりが有効であるかについて意見を伺いたい。

令和7年度上半期 障がい者相談支援の現状レポート

4月～9月の相談実績データから見えてくる、相談者属性と今後の支援課題。

相談者のプロフィール

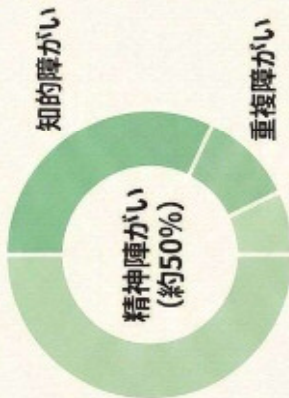
相談者の6割以上が
40～60代の中老年層



特に50代からの相談が最も多い傾向。



「精神障がい」に関する相談が
全体の半数近くを占める



次いで、知的障がいや複数の障がいを
併せ持つ方からの相談が多い。



約半数以上が家族と同居
家族の高齢化も進んでおり、
世帯全体への支援が求められます。

相談の現状と今後の課題

全相談の8割以上が
長期的な「継続支援」ケース



新規相談
新規相談は少なく、多くのケースで
長期的な見守りや調整が必要です。



相談内容は「福祉サービス」の
利用に関するものが最多

その他、医療、家族関係、精神的不安など、
生活に密着した相談が続きます。

支援体制における3つの重要課題



これら3つの課題解決が急務です。

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 ケア連絡会 】

報告者（ 梅本 浩一 ）

参画機関・開催予定等

・ケア連絡会

基幹相談支援 C、委託相談支援 C（8 委託）、（委託）発達障害相談支援 C・ピュア、児童相談支援部会、施策推進課、障害児サービス課、健康づくり課（合計 14～16 名）等、年 6 回開催

・ケア連絡会 西、中、東地域別会議（各地域担当の委託相談が企画運営）

・ケア連絡会 相談支援 NW

ケア連絡会メンバー（行政除く）、東大阪市指定特定相談支援事業所（対象約 70 事業所）+ 他市指定特定相談支援事業所、就業・生活支援センター J-WAT 等を対象に、年 3 回開催。

第 1 回 6/11 開催：テーマ「CSW、SSW について地域での役割を知る」（33 事業所 56 名参加）、第 2 回

10/8 開催：テーマ「障害福祉サービス支給決定ガイドラインについて」（35 事業所 60 名参加）、第 3 回

2/20 予定：テーマ「アセスメント入門編と相談員同士の交流（仮称）」

※スピンオフ企画「就労選択支援事業について」（各地域別で開催）

今年度の取組計画・目標等

【ケア連絡会】

・障害児者の計画相談作成の進捗確認、各地域別会議の開催状況報告、こころの協議会の情報共有、児童相談支援連絡会、はばたき園相談室（みらいネット）、発達障害相談 C の状況等報告等、地域課題の整理。

・相談支援ネットワークの企画・運営及び地域課題の抽出

【相談支援ネットワーク】

・行政各課より障害児者支援にかかわる制度等の周知

・相談支援専門員同士のつながり、支援に対する悩み等の共有及び情報収集

・相談支援専門員として共通の地域での課題の集約

【ケア連絡会地域別会議】

・地域のネットワークづくり、社会資源に関する情報共有、計画相談についての情報共有や課題抽出

課題について

相談支援事業の課題（ケア連絡会、相談支援 NW で挙げた課題）

・児童-計画相談 100%確保、者-計画相談セルフ率下ならず横ばい

・「就労選択支援事業」-新たに始まったばかりで事業所数も少なく、見通せない。

・CSW、COW-地域との連携、SSW-教育との連携、支給決定のあり方（ガイドライン改訂）

・支援者のメンタルヘルス、バーンアウト予防について

・不適切な A 型・B 型事業所の問題、65 歳以上含む在宅就労の実態と支給決定の課題

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 当事者中心の会 】

報告者（ 地村 貴士 ）

参画機関・開催予定等

参加機関 当事者メンバー（つむぎ、ルーチェ、ぱあとなあ）、基幹相談、障害施策推進課
開催状況 毎月第3月曜日 レピラ会議室と ZOOM のハイブリッド開催
【2025 年度】通常会議：4/14、5/19、6/16、7/22、8/18、9/19、10/20、11/17、12/19（予定）
車座ワークショップ：12/8 連続研修会：7/29、10/28、2/24（予定） 鴻池新田会所見学：5/12

今年度の取組計画・目標等

○通常会議は引き続きオンラインと併用開催で、計 12 回を予定しています。
「車座ワークショップ」と「連続研修会」の開催 「当事者目線でバリアフリーをすすめる取り組み」
「障害者が働くこと」に向けて ④「防災の取組み」の 4 本柱で話を進めていきます。
○今年度初の試みとして、車座ワークショップ と、テーマを絞り深めていく「連続研修会」を 3 回企画しています。「バリアフリー」をテーマとした 1 回目の研修会では、泉大津市の取り組み例を学びました。2 回目の「学校・教育には、学校教育推進課を招き基礎から教育に関する制度名などをお話頂き、とても好評でした。次回は「恋愛・結婚」をテーマに、当事者の体験談を伺う予定になっています。
○「バリアフリー」の取組みに関しては、東大阪市の文化財課から「鴻池新田会所の改修工事に向けて」バリアフリーの調査依頼を頂き、みんなで見学し意見を出し合いました。その他にも、近鉄電車の一部無人化や、地域の防災訓練の在り方、選挙の合理的配慮など、出席者が気になるテーマを見つけ話し合っています。

課題について

○今年度も 4 か所の地域の防災訓練に参加しましたが、変わらず障害当事者の参加は見当たりませんでした。避難やその後の避難生活を安心安全に送るためには地域の協力が不可欠であることから、当事者中心の会の参加をきっかけに、障害者の防災についても地域で議論が進めばと考えています。
○今回は連続研修会と車座ワークショップで、計 4 回の研修を開催予定です。どのような層をターゲットに研修や告知を行うのか、役割は一部の人に偏っていないか、など話し合いながらではありますが、今後も「当事者の生の声」が聞ける、中心の会ならではの研修を継続したいと考えています。
○鉄道駅舎の時間帯無人化問題、河内永和駅のホテルに関して、荒本に来ているサーカスの車イス席に関してなど、バリアフリーに関するテーマについても、引き続き行政の方と協力して取り組んでいきます。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【障害児の相談支援の在り方について】

報告者（株式会社ノーサイド 中西）

参画機関・開催予定等

参画機関) 行政: 障害者支援室、学校教育推進室、地域支援課

事業所: 障害児相談支援事業所代表、障害児通所支援事業所代表、委託相談支援センター代表

社会福祉事業団: 基幹相談、はばたき園 その他: 八尾支援学校

開催日 5/12 7/1 10/3 1/13

「移行に関する確認シート」プロジェクト 3回(10/31、11/27、12/23)

今年度の取組計画・目標等

障害児通所支援の開始当時、児童の療育にかかる相談や情報、支援の提供が行われることを最優先とし、計画相談100%を決定した。今回の専門会議では、改めて計画相談利用の意義を再確認し(サービスに関する情報保障、者への移行準備や意思決定支援等)今後も原則として計画相談の利用は前提とすることを確認した。

一方、障害児通所支援サービスの利用を望む毎年の新規ケースに対応する相談支援事業所数が充足されていない状況を鑑み、この現状を改善するための方策を検討し当面以下の3点の結論に至った。

- ① 放デイの利用者(児童発達支援は不可)で障害や社会・家庭環境の安定している人、保護者・相談支援事業所双方の同意のもとに特例「チャレンジプラン」(仮称)を障害児サービス課に申請
障害児サービス課ははばたき園相談室等により、特例「チャレンジプラン」(仮称)への移行を審査する仕組みを検討する
- ② 特例「チャレンジプラン」(仮称)への移行により、相談支援事業所は空いたリソースを、支援がより必要な人や新規申請者に向けやすくなり、相談支援事業所が見つからず困っている人への併走が可能となる。
はばたき園(2年目以降)やPAL、保育所等訪問支援のみの利用者も特例「チャレンジプラン」(仮称)への移行を可とする
- ③ 障害児サービス課とはばたき園相談室は特例「チャレンジプラン」(仮称)への移行となったケースのフォローはもちろん、相談支援事業所が見つからず困っている人への相談支援、および相談支援事業所の調整を行う

課題について

セルフプランへの移行者については実際にはどの程度の人数が発生するか分かりづらい面もある。そのため次年度12月ごろに状況の確認をすることとしている。

協議会(全体会)の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 就労選択支援に関する専門会議 】

報告者（ 奥田真 ）

参画機関・開催予定等

参加機関： 就労支援ネットワーク連絡会・就労生活支援センター・委託相談支援・支援学校（東大阪・交野・生野・玉川）障害児通所支援施設連絡会・施設連絡会・基幹相談支援センター・行政（事業者課・認定給付課・施策推進課） 日時：R7年9月11日（木）13:30~14:50 場所；本庁8階

今年度の取組計画・目標等

2025年10月より開始される「就労選択支援事業」について、東大阪市における事業の在り方（支給決定・事業所指定）の検討を以下のとおり行いつつ、実施方法および周知の仕方について共有した。特に、10月からの支援学校の生徒へ向けた従来のアセスメントから就労選択支援への円滑な移行について話し合った。

- ① 学生に対する就労選択支援事業の実施について、
アセスメント実施期間は原則5日間。個別対応は相談に応じて可能。学校訪問でアセスメントについて、学校生活を把握するという目的で実施可能、その後、事業所での（通所による）アセスメント実施が必要。
- ② サービス提供体制の確認
（10月から、就労生活支援センター（レピラ）、アミュー、すぷらうと、11月からレジスタ）
- ③ 就労選択支援事業の内容の充実と、質の担保へ向けた取組について以下の内容を検討
新事業所指定時における研修の実施、就労選択支援のネットワークの形成について（会議や事例検討の実施等）、アセスメント結果票の東大阪バージョンの標準書式化について
- ④ その他（送迎に関する意見・事業者から問い合わせ・教育機関への周知方法、サービス利用対象者の拡充）

課題について

◎就労選択支援の内容（アセスメント）の質の担保に対する具体的な取組み

- ・東大阪版アセスメント票の活用を含めた研修の実施（事例発表など）
- ・東大阪市において就労選択支援のネットワーク会議を如何に確立させていくか
- ・選択支援事業の推進・促進に関する行政の関わりと、相談支援事業所への周知と連携について

◎市民への周知方法について

- ・診断名のみ・不登校、引きこもりケースなどの情報が届きにくい方への情報提供を如何に図るか
- ・教育機関と連携を通じた就労選択支援事業の進め方について（一般高校等を含めて）

◎本人のニーズにあわせた選択支援における就労系事業との連携

- ・就労系事業所（A型・B型を含め）の進路先となる情報の収集と集約方法の確立
- ・選択支援事業後、本人の進路選択の結果を踏まえつつ、選択支援事業の質の向上への取組

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

近年、障害のある方で一般高校に通っている方や、専門学校や大学に通っている方の就労を含め、卒後の進路に関する相談が増えています。支援学校をはじめ各委員のところでこのような生徒・学生について現状をご存じでしたら教えて欲しいです」

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 地域生活支援会議 】

報告者（ 安淵 生恵 ）

参画機関・開催予定等

参画機関：（事務局）施策推進課、福祉事務所（西・中・東）、基幹相談支援センター

（その他の機関）入所施設、施設連絡会、事業所連絡会、主任相談支援専門員連絡会、

※検討項目に応じ、他会議等のメンバーの参加を依頼する場合あり。

会議開催：5／20、8／26、11／7（研修開催）、2月（日程調整中）

今年度の取組計画・目標等

- ① 研修開催（11／7）：重度障害者支援や地域移行に関する周知・理解啓発
 - ・テーマ：重度障害者支援について（地域移行の考え方、地域移行の取り組み紹介など）
 - ・講師：（独）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 - ・参加者：35名（事務局除く）
- ② 個別の研修の企画・実施：施設連絡会、事業所連絡会等、参加者からの意見をもとに企画中。
- ③ 大阪府の地域生活促進アセスメントへの取り組み
 - ・令和8年度より大阪府下の市町村でアセスメントシート（入所待機者、入所者、強度行動障がいをもつ児者の地域）の作成に取り組む。今年度は、次年度の本格実施に向け、モデル市としてテスト実施（施策推進課を中心に）。実施しての意見等を府にフィードバックしている。

課題について

- ① “支援者の裾野を広げる”を目標に、重度障害者の当事者理解や地域生活に向けての理解啓発は、継続的に取り組む必要がある。参加者と講師の意見交換の時間を設けること等、企画に工夫が必要。
- ② A事業所からB事業所に、支援に関するアドバイザー的人材を派遣するなどの取り組みを検討、実施の方向で動いているが、引き続き調整が必要。
- ③ 東大阪市として、どのような形で取り組んでいくのか（協力依頼・役割分担、作成のペース）、具体的な計画をたてる必要がある。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

自立支援協議会

「みんなに伝えたい！事業所の魅力発見会議」（案）

・【目的と組織】

- ・ 目的：障害福祉サービス等の事業所の飛躍的拡大に伴い各事業所のサービス内容について障害児者・家族にとってわかりやすく丁寧な案内がより一層求められており、早期に適切な情報提供できるものが必要。

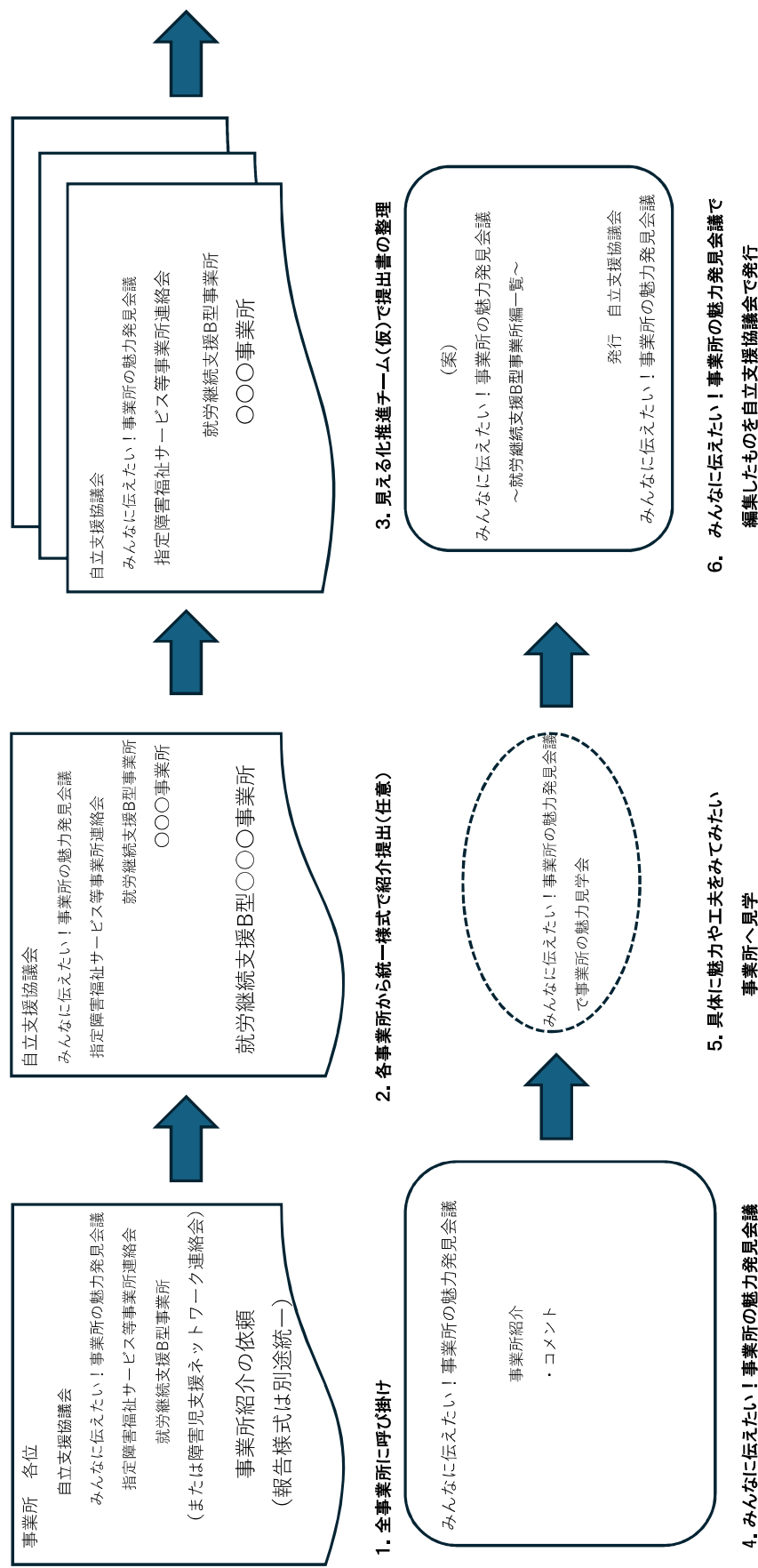
各事業所ごとには、事業所の理念や作業所の雰囲気、利用者の状況、作業内容などを掲載したパンフレット等を作成されているが、それらの情報を集約したものがここ数年見られなくなった。

障害福祉サービス等指定を受けた各事業所は、障害者総合支援法施行規則、児童福祉法施行規則に基づいて創意工夫をしたサービス提供を行っている。それぞれの事業所で行われているサービス提供の工夫や魅力をわかりやすく発信してもらったものを集約し、障害児者・家族に情報提供することにより意思決定支援の一助をめざす。またこの取り組みは、各事業所のサービス提供内容の創意工夫が見える化されることにより、当該事業所はもとより他の事業所の質の向上につながる。

組織：以上の目的のため、自立支援協議会に「みんなに伝えたい！事業所の魅力発見会議」（案）を設置する。

なお、「みんなに伝えたい！事業所の魅力発見会議」（案）に各事業所の創意工夫がよりわかりやすい内容にしたものとなるように事業所に対し調整等をする組織として「見える化推進チーム」（案）を設置する。

「みんなに伝えたい！事業所の魅力発見会議」（案）の流れ （イメージ）



東大阪市自立支援協議会運営規約 新旧対照表

新	旧
第1条から第9条 (略)	第1条から第9条 (略)
<p><u>(事業所魅力発見会議)</u> <u>第10条 各事業所のサービス提供内容を集約し、当事者等へ適切な情報提供等を目的に事業所魅力発見会議を設置することができる。</u></p>	<p>(関係者の出席) <u>第10条 協議会、ケア連絡会、地域別会議、当事者中心の会、地域生活支援会議、運営委員会及び専門会議</u> (以下「協議会等」という。)は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p>
<p>(関係者の出席) <u>第11条</u> 協議会、ケア連絡会、地域別会議、当事者中心の会、地域生活支援会議、運営委員会、<u>専門会議、事業所魅力発見会議</u> (以下「協議会等」という。)は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p>	<p>(障害福祉計画策定等会議への出席) <u>第11条</u> 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。</p>
<p>(障害福祉計画策定等会議への出席) <u>第12条</u> 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。</p>	<p>(事務局) <u>第12条</u> 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。 なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。</p>
<p>(事務局) <u>第13条</u> 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。 なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。</p>	<p><u>(守秘義務)</u> <u>第13条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p>
第14条 (略)	第14条 (略)
<p>附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

【補足：守秘義務規定】
 2026年4月より全庁的に守秘義務規定は、条例で定めることとなり、条例へ移行します。

東大阪市自立支援協議会について

自立支援協議会 全体会(年2回)

- ・運営委員会での議論、課題の報告
- ・市全体としての課題解決に向けた議論、助言、連携の強化
- ・市の障害施策に関する方向性の検討

(構成委員)各機関の代表者・公募委員
 ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 ・障がい児支援ネットワーク連絡会・高齢介護関係機関
 ・若者サポートステーション・障害者雇用企業
 ・障害当事者・家族・学識経験者
 ・公共職業安定所・各支援学校
 ・社会福祉事業団・社会福祉協議会
 ・東大阪市・オブザーバー

運営委員会 (年4回)

- ・地域課題の共有、課題の提案、優先順位付け
- ・課題解決に向けた議論
- ・集中的に議論する専門的な会議設置の判断
- ・専門会議の課題および参加者の選定
- ・専門会議の報告・進捗管理

(構成委員)各機関の実務担当者・高齢介護機関
 ・基幹・委託相談・事業所連絡会・施設連絡会
 ・児童相談支援事業所連絡会
 ・障害児通所支援施設事業所連絡会
 ・就労支援ネットワーク・公共職業安定所
 ・各支援学校(進路担当)・社会福祉協議会
 ・東大阪市(労働・教育・こども・保健・福祉)

運営委員は必ず参加

検討結果の報告

専門会議

- ・会議の参加者
 テーマごとに運営委員の中から参加者と進行役を選定
 テーマに精通した者を外部委員として招集
- ・課題ごとに一定の期限を設けて結論を出す⇒次の課題へ

地域課題について解決策を検討

障害児者が普通に暮らせる地域づくり

ケア連絡会

相談支援NW

当事者中心の会

各種会議・個別事例等

地域別会議

当事者ニーズの把握

地域生活支援会議

- ・施設等と連携しながら重度障害者の地域生活に必要な支援を検討

事業所魅力発見会議

- ・事業所の魅力を発信し、障害児者へ適切な情報提供に取り組む

事務局会議 (隔月開催)

- ・自立支援協議会の開催の調整
- ・当事者のニーズや個別支援で充足されない問題について権利擁護の視点から地域課題を抽出(重要度・緊急度・実現可能性・取組効果などから総合的に判断)

(事務局)障害者支援室
 基幹相談支援センター
 委託相談支援センター
 主任相談支援専門員連絡会